

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
都市緑地法（昭和48年法律第72号）第54条第2項	緑地協定の設定の特則	公園みどり課

標準処理期間は30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。